

ひょうご脱炭素経営スクール実施委託業務 に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は「ひょうご脱炭素経営スクール実施委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」第4条に定める募集要項とし、プロポーザル参加者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公募概要

ひょうご脱炭素経営スクールの業務委託請負予定者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルの募集を行う。

(1) スケジュール

プロポーザル実施公表	令和7年4月11日(金)
質問受付期間	令和7年4月11日(金)～4月17日(木)
質問回答期限	令和7年4月23日(水)
参加申込書及び提案書受付期間	令和7年4月11日(金)～4月25日(金)
審査	令和7年5月上旬(予定) ※ヒアリングを実施する場合は、応募者に通知する
審査結果通知	令和7年5月中旬(予定)

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 契約金額の上限

金4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 参加資格要件

(1) 参加資格は、法人その他の団体又は個人事業主であって、次の要件全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと及び参加申込書提出期限の日以降において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ② 参加申込書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 参加申込書提出期限の日以降において、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 応募書類の提出

本プロポーザルへの参加資格があると認められ、提案書の提出を希望する者は、下記
(1) 提案書類を作成の上、正本1部、副本9部提出するものとする。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式1）

② 提案書（様式3）

提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

項目	内容
経営状況	会社概要等
	過去の類似事業とノウハウの活用
業務推進体制	業務を実施するための人員体制
	企業にアプローチするためのネットワークの状況
企画全体設計	業務の目的の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案
	事業をどのように実施し、スクール参加者の脱炭素化に向けた取組にどうつなげていくのか記載すること
講義内容	業務の目的の趣旨を十分に踏まえた実施内容を記載すること
	実施概要について、開催回数や開催方法、スクール参加者数等を具体的に記載すること
	スクール参加者の理解や取組の深化を図るため、講義の事前や事後でのオンラインセミナー等を行うなど、スクール参加者の支援方法について記載すること

【留意事項】

- ・提案は文書で簡潔に記載すること。
- ・複数枚に及ぶ場合は各ページに通し番号を付けること。
- ・文字は注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

③ 見積書

- ・税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。

④ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

⑤ 直近2年分の損益計算書・貸借対照表の写し

(2) 受付期間：令和7年4月11日（金）～令和7年4月25日（金）17時（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）

(4) 応募書類提出先

郵便番号 650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班
電話番号 078-341-7711（内線 74684）

(5) 質問受付

プロポーザルに関する質問がある場合には質問書（様式2）を下記電子メールで提出してください。質問に対する回答は、令和7年4月23日までに参加申込書を提出した方に電子メールより送付します。

質問書提出先：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

(6) その他

- ① 提案書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した提案書類を無効とし、選定の対象外とする。
- ② 提出された提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ③ 提案書類提出後の差替及び再提出は認めない。

5 選定方法

(1) 審査委員会の設置

提出のあった提案書を審査するため審査委員会を設置し、(別紙) 審査方針に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査委員会の内容は非公開とする。

(2) 結果の通知

提案書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6 契約等

- (1) 審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者（審査点の合計点が配点合計の60%以上を満たしている者に限る。）と協議する。

(2) その他

提案書の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

7 提出された情報の取扱い

- (1) 本プロポーザルのために提出された情報については、業務委託請負予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 本プロポーザルのために提出された情報については、他の者に知られることのないように取り扱う。
ただし、「情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、業務委託請負予定者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルの作成のために県において作成された資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 本プロポーザルの提案書に虚偽の情報を記載した場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、県各部の業者選定において選定を見合わせる可能性がある。

8 無効となるプロポーザル

以下に示すような場合は、プロポーザルを無効とする場合がある。

- (1) 3に記載の参加資格要件を満たさないもの

- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (7) 虚偽の内容が記載されているもの
- (8) 本プロポーザルに関して選考委員会委員との接触があった者

9 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本国通貨